

# 栃木県教育委員会定例会会議録

令和6(2024)年3月14日(木)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員室に招集した。

1 出席者(教育長及び委員)は次のとおりである。

1 番(教育長)	阿久澤	真理
2 番	板橋	信行
3 番	鈴木	純美子
4 番	金子	達也
5 番	永島	朋子(欠席)
6 番	松金	公正

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教育次長	大森	豊
教育次長	長	裕之
参事(高校再編推進担当)	佐瀬	学
総合教育センター所長	大高	栄男
施設課長	和久井	浩
学校安全課長	松本	正
義務教育課長	山岸	一裕
高校教育課長	山下	拓男
特別支援教育課長	玉田	敦子
生涯学習課長	長野	辰男
健康体育課長	角田	正史
総務主幹	細川	智彦
教育DX推進室長	高橋	伸輔
人権教育室長	早乙女	寿雄
福利室長	堀内	玲子
教育政策課主幹兼課長補佐(総括)	手塚	敬子

3 午後4時00分、教育長及び委員4名が出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、本日の会議録署名委員に3番鈴木委員を指名した。

5 教育長は、本日の議案等のうち、第2号議案及び第3号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

6 教育長は、報告を受ける旨を告げた。

## 7 報 告

### (1) 「栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」の策定について

教育長から説明を求められ、健康体育課長が説明した。

この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

#### 〔委 員〕

- ・ 以前は子供たちの人数が多く、一つの学校にさまざまな部活動があつて自分がやりたい種目を選択できたが、少子化が進み、現在の中学校の部活動では、特に、団体スポーツはチームの存続ができない状況にある。今後、さらに子供が減少する状況が続くことを考えると、部活動と地域を結び付けて活動していくという方向性で進めていかななくてはならないのは、十分に理解をしている。ただ、地域格差はどうしてもあると思う。つい先日、大田原市では令和6年度から中学校の拠点校方式による部活動を実施すると発表している。ソフトボールが事例に挙げられていたが、小学生が中学生になっても、部活動を続けたいという子供たちの受け皿となるところをどのように整理するのが大切だと思う。

地域クラブにすぐ移行できる部分はいいとして、そこまで達してないところが、拠点校とか合同部活動とか段階的に進む必要があると思うが、県内で大田原市のような方式をとっている市町が他にもあるのかなど、県内の状況を教えてほしい。

#### 〔事務局〕

- ・ 県内の状況では、いろいろな形があるので一概には言えないが、今までの合同チームは、それぞれの学校に部活動がある中で人数が少ないので、他校と一緒にチームを作るというところである。今回、大田原市が取り組む拠点校は、例えば、一つの学校にある陸上競技部、ソフトボール部に、複数の中学校から生徒が活動しに行くという形である。そのような活動をしていた部は、今まで大会に出場できなかったため、中体連においても正確な数字は把握していない。今後は大会に出場できるようになるので、統計が取れると考えている。

#### 〔委 員〕

- ・ そういった実例がこれから出てくると思うので、子供たちが卒業しても好きなスポーツを継続できるような環境が段階的にできてくるのが大切だと思う。あまりやり過ぎて故障が多いとか、それも問題だが、指導者も生徒もより良い環境で続けられるように地域に合ったサポートをお願いできればと思う。

#### 〔教育長〕

- ・ 今年度、実証事業で5市が取り組んでいると思うが、どんなことが見えてきて、これから何を解決しないといけないのかを少し簡単に説明していただきたい。

#### 〔事務局〕

- ・ 実証事業は、令和3年度から始めて、3年間継続してきて、令和8年度からの国の動向によっては、各自治体で保護者への経費負担を求めなくてはならないということも出てきたりするので、どのようにその理解を得ていくかというところが、今、県の教育担当部署として、少し悩ましいところである。今まで、基本的には、学校の部活動ということで、ある程度の負担はあつたものの、無償で活動できたような

感覚があるので、地域で活動することで、費用が発生した場合、理解を得ていくのが難しいところである。

- ・ また、指導者の確保と運営団体の確保については、どの市町も頭を悩ませている。今後 25 市町で取り組んでいくとなった時に、1 町 1 校の学校等においては、運営団体の確保の課題が出てくると思う。ただ、令和 6 年度には、1 町 1 校の町も実証事業に取り組む予定があり、新たな課題も見えてくると思うので、参考にしながら進めていきたいと考えている。

〔教育長〕

- ・ 部活動の地域移行には 2 つの側面があり、一つは子供たちへの選択肢を増やすということ、もう一つは教員の働き方改革があると思うが、今回、兼職兼業という新しい基準や考え方を示すわけだが、市町からの意見や現場の状況などをみて、今後の取扱いで考えていくべきことはあるか。

〔事務局〕

- ・ 兼職兼業については、そもそも地域でスポーツ活動の指導をしたい教員は指導することができて、やりたくない教員はやらなくて済むことができないかということでスタートした。地域に移行して、今までの学校の部活動ではなく、地域の指導者として教員も指導ができるようにする目的で始まっている。その結果、業務が 2 つに分かれただけで、勤務時間が学校で 8 時間、地域で 4 時間指導したら、その方の月当たりの勤務時間がオーバーしてしまうのではないかという恐れもあるので、今回、方針の中でもそのことは記載させていただいた。市町によっては、もっと緩くしてほしいというところもあれば、もっと厳しくしてほしいというところもあり、いろいろな意見がある。それぞれ市町の実情もあるが、県としての方針を早期に示して進めていきたいと考えている。

8 教育長は、審議に移る旨を告げた。

9 第 1 号議案 栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部改正について

第 1 号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から意見等はなかった。

10 教育長は、一部順番を入れ替える旨を告げた。

11 第 4 号議案 県立学校管理規則の一部改正について

第 4 号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔教育長〕

- ・ 盲学校が 4 歳から 3 歳になるというところだが、理由は何か。

〔事務局〕

- ・ 聾学校については 3 歳から 5 歳、盲学校については 4 歳から 5 歳ということで分か

れていたが、早期からの教育に対するニーズやその効果を踏まえて、教育の機会の拡充を図ろうというものである。来年度の入学予定見込みはないが、3歳児から受け入れる環境を整えることで入学する可能性も考えて、拡充を図ろうとしたものである。

〔教育長〕

- ・ 全国的にはどういう状況か。

〔事務局〕

- ・ 関東近県では、盲学校も聾学校も3歳児から受け入れている。

## 12 第5号議案 栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

第5号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔教育長〕

- ・ 運営協議会を設置することによって、学校運営がどのように活性化してくるのか、分かりやすい例があればあげてほしい。これをどのように各学校で活用していくのか説明してほしい。

〔事務局〕

- ・ 運営協議会においては、設置校において委員をはじめとする地域の方々の協力が得られやすくなるということで、例えば、自治体の職員であったりとか、地元企業の方であったりとかという方々に入っていただき、学校運営に関してご意見をいただくだけではなく、実際に学校の計画を充実する際にいろいろな面でのご協力をいただけるといようなことで本当に地域の人々と一緒に生徒の教育活動に携わっていただくといような方向になっている。従って、日光明峰高校それから益子芳星高校、茂木高校、馬頭高校、黒羽高校、那須高校が今現在のところ運営協議会を設置しているが、やはり地域のイベントに生徒を参加させていただくとか様々な活動によって生徒の経験を増やしていただいているところである。

〔委員〕

- ・ 今までは6校に限定していたのが、今回それが外れることによって県内全校に設置できるということだが、逆に設置しなさいという流れになるのか。

〔事務局〕

- ・ 県の方針としては、最終的に全校設置ということを考えているが、色々と学校運営協議会については地域との関わりの強い学校、それから広域から生徒が通学する学校など様々なので、順次数を増やしていく中で、学校運営協議会のそれぞれの学校のあり方というのも研究しながら推進していこうと考えている。

〔委員〕

- ・ 全校設置を目指すということだが、具体的に別表以外の学校で設置の準備をしているようなところっていうのはあるのか。

〔事務局〕

- ・ 来年度については6校増を目指しており、こちらについては地域性というよりも学校の取り組みの充実という観点から設置校を考えたいと考えている。

13 第6号議案 栃木県読書活動推進計画の策定について

第6号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

[委員]

- ・ 4の計画の基本方針にある表について、令和12年度の目標値が小学生60%、中学生50%、高校生30%と設定されているが、目標値の設定理由と目標を達成すると一体何がどう変わるのかを説明いただきたい。

[事務局]

数値目標の設定について、この数値は栃木県が独自に学校を抽出して調査した数字である。全国的な数値はない。栃木県としてこれをどう捉えるかということであるが、3番の【現状】(2)の不読率、1か月に一冊も本を読まないと答えた子どもの割合が、小学生は5%程度しかおらず、大体の小学生が本を読んでいる。高校生になると、半分以上の子は一冊も本を読まないという、この年齢が上がるにつれて増えていく傾向がなかなか改善できなかつたということがある。それを積極的な数値として、本を読んでいる時間で捉えてみようということで、令和4年度の現状がこういう数なので、それを目標値としてどう設定しようかというのが悩ましいところであったが、10%程度を増やすところを目標として掲げてみようということになった。小学生は67%と実現可能な数字を設定して、まずはこれを着実に実現していきたいということで、小学生のうちから習慣づけをすることが大人にも繋がっていくと言われているので、特に小学生を積極的に取り組みをできればと考えている。

[委員]

- ・ どの高校も、何時間ぐらい何年生は自主学習しているとか、自宅学習しているかという調査を実施していると思う。例えば、令和6年度の高校生のライフステージを重視するのであれば、各学校で1時間というのがどのくらい出すことが可能な数値なのかは、ここでは分かりやすいのかなと思っている。そうすると、8%程度あると思うが、それがどの位困難なのかということとか、1年生に重視した方がいいのか、何年生にフォーカスを当てて高校生のパーセンテージを上げていくのかというようなことを考えてもいいのかなと思い、質問した。

14 教育長は、第2号議案及び第3号議案については、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。

15 第2号議案 事務局等職員の人事について

第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

16 第3号議案 公立小・中・義務教育学校及び県立学校長の人事について

第3号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

17 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午後4時51分、閉会した。